

船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

船橋市では、健康保育研究協議会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

園名 あすなる保育園

園児氏名 _____

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （アール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後24～48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 平成 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、平成 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

(_____)

証明日：平成 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印

船橋市登園届（保護者記入）

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

保育園は、入所児童がよくかかる下記感染症については、「登園のめやす」を参考にされ、医師の診断にしたがい登園届の提出をお願いいたします。

なお、保育園での集団生活に適應できるように、全身状態が良好であることが基準となりますので、登園するにはご配慮ください。

* 登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登 園 届	
あすなる 保育園長あて	
	クラス名 _____ 組
	園児氏名 _____
病名「 _____	」と診断され
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 医療機関名「 _____	」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 保護者氏名 _____	

*** 医師の診断を受けて、保護者の方が記入する登園届が必要な感染症**

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方はその現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

①「出席停止期間:発症した後5日を経過するまで」の考え方

インフルエンザなどで、「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます(図1)。

図1



発熱の症状が出現

②「出席停止期間:解熱した後3日を経過するまで」の考え方

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図2)。

図2



③インフルエンザの出席停止期間の考え方

「発症後5日経過かつ解熱後3日経過」は、両方満たして登園可となります。例えば、図1で木曜日に解熱したとしても3日経過しての月曜ではなく、発症5日経過の火曜登園となります。

※ 厚生労働省「2012保育所における感染症対策ガイドライン(改訂版)」より

内服薬・外用薬の依頼書

医師の診断を受けましたところ、下記のとおり指示がありましたのでお願いいたします。

クラス名	組	年齢	保護者 氏名
園児氏名		才	
病院名	医院(病院)		
処方日(委員や病院で薬をいただいた日) 平成 年 月 日			
薬品名	※薬剤情報提供書 あり ・ なし		
病名			
症状			
薬の種類	粉()包 ・ 水薬 ・ 顆粒 ・ 塗り薬 ・ 点眼薬 ・ 点鼻薬 その他()		
与薬日	平成 年 月 日 () 曜日		
今朝の服用時刻	時 分		
与薬時間	給食前 ・ 給食後 ・ 午後のおやつ前 ・ おやつ後		
長期の予定期間	平成 年 月 日 ~ 月 日		
予薬時の注意事項			
保育園 記入欄	与薬時間		
	与薬担当者		

※ 市販薬の予薬はいたしません。

※ 与薬期間は、この与薬依頼書を毎日ご提出願います。

※ 本予薬書を原本として、コピーしてお使い下さい。